

[FAQ] 電子署名を利用した確認申請

目次

- [Q1. 電子署名を利用した確認申請とはどのようなものですか？今までの MARCS での申請と違いますか？](#)
- [Q2. 電子署名とはどのようなものですか？](#)
- [Q3. 電子証明書の取得方法を教えてください。また、別途費用がかかりますか？](#)
- [Q4. 誰の電子署名が必要になりますか？](#)
- [Q5. 電子文書とは別に紙面での申請が必要な図書はありますか？また、紙面で提出する場合の注意点はありますか？](#)
- [Q6. 手数料は紙面での申請の場合と違いますか？](#)
- [Q7. 副本の取扱いについて教えてください。](#)
- [Q8. 電子署名を利用した確認申請では受付できないケースはありますか？](#)

本文

[Q1. 電子署名を利用した確認申請とはどのようなものですか？今までの MARCS での申請と違いますか？](#)

A1. 平成 26 年 12 月に ICBA（一般財団法人建築行政情報センター）から発行された『建築確認検査電子申請等ガイドライン』に基づき、申請に必要な申請書や設計図書を保存した『電子文書』に、主務省令^{*1} 第二条第 2 項第 1 号に定める『電子署名』を付与し、行政手続オンライン法^{*2} 第三条に定める『電子申請』により確認申請を行う事を言います。

これまでの MARCS では、事前審査完了図書を紙に印刷し、押印してから申請窓口を持ち込む必要がありましたが、電子申請を行う場合は押印=電子署名となり、データのやり取りだけで申請を完結する事ができます。

電子申請の目的は、申請側の観点から、審査窓口に出向く時間と手間が省ける等の利便性の向上、紙面代金・交通費・人件費等のコストの削減が期待され、審査側の観点としては、行政との情報共有化の推進、審査の効率化の後押しとなる事によって、建築活動全体の質の向上を計る事にあります。

※1 主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

※2 行政手続オンライン法：行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

[Q2. 電子署名とはどのようなものですか？](#)

A2. 『電子署名』とは主務省令^{*1} 第二条第 2 項第 1 号に定めるものです。『電子署名』を行うには『電子証明書』を取得していただく必要があります。『電子証明書』とは書面の押印を行う際の『実印そのもの』と同じような扱いとを考えてください。

『電子証明書』を取得することで電子文書に『電子署名』を付与する事が出来るようになります。

なお、まちづくりセンターで申請を行う場合は、システム上『セコムパスポート for G-ID』で取得した電子証明書でなければ電子署名を付与する事はできない為、ご注意ください。

※ 主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

[Q3. 電子証明書の取得方法を教えてください。また、別途費用がかかりますか？](#)

A3. セコムホームページより、セコムパスポート for G-ID を画面の操作説明に沿って取得してください。

取得申請後およそ 2 週間程度で発行されます。取得には各種申請手数料とは別途で費用がかかります。

現在のところ、2年間有効なものは14,000円（税抜）～、3年間有効なもので21,000円（税抜）～の費用がかかります。
なお、継続する場合は再度費用がかかりますのでご注意ください。

Q4. 誰の署名が必要になりますか？

A4. 申請者や設計者など、通常紙での申請の際に押印が必要となる方全員の『電子署名』が必要となります。

また、『セコムパスポート forG-ID』以外で取得した電子証明書による電子署名はご利用になれません。

（補足）

電子署名を利用した確認申請において、『建築主から申請委任を受けた代理者』が電子署名を付与する場合、『建築主』の電子署名は不要という扱いができます。ただし、紙面での申請時に同様とする扱いは県内では認められておりませんのでご注意ください。

Q5. 電子文書とは別に紙面での申請が必要な図書はありますか？また、紙面で提出する場合の注意点はありますか？

A5. 現在のところ、下記に掲げる書類については紙面での郵送が必要と考えられます。

- ・ 建築主から代理者への委任状（建築主が電子署名できる場合は不要）
- ・ 建築工事届
- ・ 行政庁での許認可申請において確認申請書への原本添付が必要な図書
- ・ その他照合印など第三者による押印等がなされている図書

なお、紙面で申請図書の一部を郵送する場合は、各紙面に『識別番号※』を明示していただく必要があります。

※ 識別番号：電子データで申請された図書と紙面で提出された図書が同一物件のものである事を紐付ける番号で、MARCSにて自動発行される『識別番号通知書』に記載されている番号の事です。

Q6. 手数料は紙面での申請の場合と違いますか？

A6. 同額となります。

Q7. 副本の取扱いについて教えてください。

A7. 電子署名を利用した確認申請の場合の副本は、電子署名が付与された『電子文書』自体が副本であり、正本でもあります。

確認済証や検査済証は紙面で交付しますが、申請書や設計図書の副本は紙面では残りません。

副本となる電子書面はセコムシステムサーバーにて法定期間（15年間）保存され、その間はシステムにログインすることで、いつでも閲覧が可能となります。

製本サービスも行いますので、希望があれば電子申請をご利用いただく際にご相談ください。

Q8. 電子署名を利用した確認申請では受付できないケースはありますか？

A8. 現在のところ、ガイドラインにも記載の通り、構造計算適合性判定が必要な場合は受付できません。

また、消防同意が必要な場合、申請する管轄の消防との協議が必要となります。協議の結果によって、審査期間が長引く事や、追加の書類等を要求する可能性が生じる事が考えられます。（以下 ICBA 発信『建築確認検査電子申請等ガイドライン』抜粋）

が不要な建築物を含む。）・工作物を対象とした。すなわち、構造計算適合性判定が必要な建築物は今後の課題とし、本ガイドラインにおいては対象外としている。4号建築物等を主対象とすることについては、該当する案件の確認申請数が全申請数の約7割を占めていることや、確認手続きの期間短縮化の要求が高いことから、効果としてもニーズとしても妥当と考える。

また、消防同意については、消防本部ごとの独立性が高く、運用ルールや書面等の書式に差異が大きいため、電子申請等に必要業務の標準化は困難な面があるが、書面等でのやり取りの方法から始めることによって、個々の消防本部の理解を得つつ電子申請等の実施を目指すことを目標とした。